

重度心身障害者の医療費助成

問 保険年金課

医療費(保険診療)の一部負担金を助成します。ただし、健康保険から支給される高額療養費、附加給付金は除かれません。

対象

- ①65歳未満で、次の要件に該当する心身障害者となった方
 - ▶身体障害者手帳の程度が1級・2級・3級の方
 - ▶療育手帳の程度がA・Bの方
 - ▶精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院費用を除く)の方
- ②65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態にあり、65歳以上になって埼玉県後期高齢者医療広域連合などの障害認定を受けた方

手続きに必要なもの

- 障害者手帳または療育手帳 健康保険証
- 預金通帳

※この制度は所得制限があります。

生活にお困りの方に

問 福祉課

生活保護

病気やその他の事情により、生活に困っている世帯に対して、最低限度の生活を保障して再び自分の力で生活できるよう援助する制度です。

生活保護を受けるためには、自分の能力に応じて働いたり、持っている資産を生活に役立てたり、必要なことを届け出たりしなければなりません。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受けて、生活に困っている方や心身に障害のある方、児童、高齢者のことで問題を抱えている方の良き相談相手として地域で活動しています。

福祉風土づくり

問 行田市社会福祉協議会 ☎048-557-5400

行田市社会福祉協議会

行田市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく福祉団体です。住民の参加・協力の下、地域福祉活動事業や各種福祉団体・ボランティア団体への援助育成、生活福祉資金貸し付け業務、福祉機器の貸し出し事業、共同募金、日本赤十字事業などの各種事業を行っています。

行田市福祉資金

低所得世帯などにおいて、臨時の出費または収入欠如などにより、一時的に生計が困難にある世帯に対して、生活の安定と自立の援助を図るため、1世帯3万円を限度に生活費の貸し付けを行います。

生活福祉資金(県社協)

一時的に生計が困難である世帯の安定のため、また高齢者や障害のある方、低所得者に対して必要に応じた資金の貸し付けを行います。

総合福祉会館「やすらぎの里」

市民福祉の向上と福祉意識の高揚を図ることを目的に建設された施設で、高齢者や障害のある方を対象とした、機能回復訓練をはじめとする各種事業の他、福祉団体やボランティア活動の支援を行うなどのサービスを総合的に提供しています。

開館時間 午前9時～午後9時(月～土曜日)
午前9時～午後5時(日曜日)

休館日 第4月曜日、祝日、年末年始

利用できる方

- ▶60歳以上の方または障害のある方で、市内に住所を有する方およびその介護者など
- ▶福祉団体、ボランティア団体、公共団体、公共的団体など(条件あり)

※上記に該当する方は無料で利用できます。それ以外の方は、市長が利用または管理上支障がないと認めるときに利用できますが、この場合は原則有料となります。

利用方法 研修室などの申し込みは利用日の属する月の2カ月前の初日から予約できます。

所在地 酒巻1737-1 FAX557-5411

施設の名称	利用区分	金額
第1研修室	1時間	300円
第2研修室	1時間	250円
第3研修室(全面)	1時間	550円
第3研修室(3分の2面)	1時間	400円
第3研修室(3分の1面)	1時間	200円
調理実習室	1時間	400円
交流・創作室	1時間	200円
プール	一般	午前または午後の
	児童・生徒	1回につき1人
		600円 300円

地域福祉の推進(地域支え合いの仕組み)

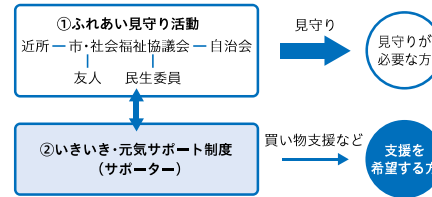
問 福祉課/高齢者福祉課
行田市社会福祉協議会 ☎048-557-5400

少子高齢化や一人暮らし世帯などの増加により、家族や地域のつながりが希薄になりつつある中で、地域で孤立している高齢者や家族の介護で悩んでいる方など、さまざまな支援を必要とする方が増えています。

これらの課題を公的な福祉サービスだけで解決することは難しく、市民と行政が共に手をとり、地域のさまざまな課題を解決していくために、市では、地域福祉の推進に取り組んでいます。

地域安心ふれあい事業

市と社会福祉協議会が連携し、地域の見守りネットワークの構築に取り組んでいます。また、いきいき・元気サポーターが買い物支援などのサービスを提供します。



①ふれあい見守り活動

市民や民生・児童委員、関係機関とのネットワークにより、見守り活動を行っています。みんなで力を合わせながら、一人暮らし高齢者などが地域で安心して暮らせるよう取り組んでいます。

②いきいき・元気サポート制度

支援が必要な高齢者などの日常生活を支えることを目的に、市民との協働により、地域の助け合い、支え合いのボランティア(いきいき・元気サポーター)活動を推進しています。いきいき・元気サポーターは、行田市社会福祉協議会などの派遣調整により、支援が必要な高齢者などの部屋の片付け、電球交換、買い物支援などのサービス(30分350円)を提供します。なお、サービスを提供したサポーターは謝礼として行田商店共通商品券を受け取ることができます。



避難行動要支援者名簿制度

災害時の安否確認や避難誘導などの支援を迅速かつ円滑に行うため、避難行動要支援者名簿を作成しています。

名簿は、災害発生時には避難支援者に提供される他、事前提供に同意された方の名簿は、民生・児童委員、自治会などの地域支援者で共有し、地域での見守り活動に活用されます。

※登録対象者

- ▶65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で自力避難が困難な方
- ▶介護保険における要介護3以上の在宅生活者
- ▶身体障害者手帳1級または2級を所有している方
- ▶療育手帳A以上を所有している方
- ▶上記に掲げる方に準ずる状態にある方

※施設入所者や長期入院中の方は対象になりません。